

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 示 字の区域の変更等(市町村振興課)  
字の区域の変更( )
- ◇ 告 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)  
保険医等の登録(保険課)  
国土調査の成果の認証(農村整備課)  
都市計画区域の指定(都市計画課)
- ◇ 公 告 平成十一年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会総務課)  
平成十一年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)の実施( )

## 告 示

### 鳥取県告示第三百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、福部村(大字細川、大字高江、大字栗谷、大字箭溪及び大字八重原の各一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第一項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

|             |  |
|-------------|--|
| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域(平成九年六月一日現在の地番による。)   |
| 大字細川字前田     | 大字細川字前田のうち三九の一以外の区域  |
| 大字細川字前田上    | 大字細川字前田三九の一<br>大字細川字前田上エの全域  |
| 大字細川字奥堤     | 大字細川字奥堤のうち五六以外の区域<br>大字細川字奥堤上エ八〇〇  |
| 大字細川字奥堤上    | 大字細川字奥堤五六<br>大字細川字奥堤上エのうち八〇〇以外の区域  |
| 大字細川字中屋敷    | 大字細川字中屋敷の全域  |
| 大字細川字上屋敷    | 大字細川字上屋敷のうち三四七の一、三四七の三、三四八の一から三四八の五まで、三五〇の二から三五〇の四まで、三五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部<br>大字細川字上屋敷上エ八二四の三から八二四の七まで                                |
| 大字細川字上屋敷上エ  | 大字細川字上屋敷のうち三四七の一、三四七の三、三四八の一から三四八の五まで、三五〇の一から三五〇の四まで、三五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域<br>大字細川字上屋敷上エ八二五の二、八二五の三<br>大字細川字日比中谷上エ八二六の三から八二六の六まで |
| 大字細川字上屋敷上エ  | 大字細川字上屋敷三五〇、三五〇の一及びこれらと一体をなす国有地<br>大字細川字上屋敷上エのうち八二四の三から八二四の七まで、八   |

|             |   |
|-------------|---|
| 大字細川字日比中谷   | 二五の二、八二五の三以外の区域<br>大字細川字日比中谷上エ八二六の一   |
| 大字細川字日比中谷上エ | 大字細川字日比中谷三六五の一<br>大字細川字日比中谷上エのうち八二六の一、八二六の三から八二六の六まで以外の区域   |
| 大字細川字中瀬     | 大字細川字中瀬のうち三九〇の二、三九四の三、三九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br>大字細川字牧谷三九七の四<br>大字細川字鍋岩五四三の一  |
| 大字細川字牧谷     | 大字細川字中瀬三九四の三、三九五の二及びこれらと一体をなす国有地<br>大字細川字牧谷のうち三九七の四以外の区域  |
| 大字細川字鍋岩     | 大字細川字中瀬三九〇の二<br>大字細川字鍋岩のうち五四三の一、五五五の三以外の区域  |
| 大字細川字野竹     | 大字細川字鍋岩五五五の三<br>大字細川字野竹の全域  |
| 大字細川字中亀井    | 大字細川字中亀井のうち六一七の三から六一七の七まで、六一七の九から六一七の一五まで、六一八の二、六一九の三から六一九の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br>大字栗谷字東亀井三九三の六、三九四の八、三九五の九、三九六の一四、三九七の五 |
| 大字細川字福長     | 大字細川字福長のうち六五六の三以外の区域  |
| 大字細川字上亀井    | 大字細川字福長六五六の三<br>大字細川字上亀井のうち六六二の一、六六二の三、六六二の八、六六二の一〇、六六三の三、六六三の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域                                      |
| 大字細川字下駒帰    | 大字細川字中亀井六一七の三から六一七の七まで、六一七の九から六一七の一五まで、六一八の二、六一九の三から六一九の一まで及びこれらと一体をなす国有地   |

|           |   |
|-----------|---|
| 大字細川字雄鳥   | 大字細川字雄鳥の全域<br>大字栗谷字雄鳥三七二の三、三七五の三、三七六の三  |
| 大字栗谷字不筒   | 大字栗谷字不筒のうち三七一の三、三七一の七以外の区域<br>大字栗谷字雄鳥三七二の五<br>大字栗谷字高橋二五六の一三、二五七の二二  |
| 大字栗谷字浅草   | 大字栗谷字雄鳥三七二の二、三七二の四、三七五の二、三七六の二、三七六の四<br>大字栗谷字不筒三七一の三、三七一の七<br>大字栗谷字浅草のうち三八三の七、三八三の九、三八三の一以外以外の区域<br>大字栗谷字東亀井三九三の四、三九三の五、三九三の七、三九三の八 |
| 大字栗谷字東亀井  | 大字栗谷字浅草三八三の七、三八三の九、三八三の一<br>大字栗谷字東亀井のうち三九三の四から三九三の八まで、三九四の八、三九五の九、三九六の一四、三九七の五以外の区域   |
| 大字栗谷字竹ヶ鼻  | 大字栗谷字竹ヶ鼻の全域<br>大字栗谷字竹ヶ鼻上四一一及びこれと一体をなす国有地の一部   |
| 大字栗谷字竹ヶ鼻上 | 大字栗谷字竹ヶ鼻上のうち四一一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域  |
| 大字栗谷字和田   | 大字栗谷字和田の全域<br>大字栗谷字和田平四五八の二、四五九、四六〇   |
| 大字栗谷字和田平  | 大字栗谷字和田平のうち四五八の二、四五九、四六〇以外の区域   |
| 大字栗谷字下谷奥  | 大字栗谷字下谷奥の全域<br>大字栗谷字下谷奥山五一三及びこれと一体をなす国有地  |
| 大字栗谷字下谷奥山 | 大字栗谷字下谷奥山のうち五一三及びこれと一体をなす国有地以外の区域   |

|           |  |
|-----------|--|
| 大字栗谷字下谷西  | 大字栗谷字下谷西の全域  |
| 大字栗谷字下谷西平 | 大字栗谷字下谷西平のうち五二六の五から五二六の七まで以外の区域                                  |
| 大字箭溪字山崎   | 大字箭溪字高橋のうち二五六の一三、二五七の二二以外の区域<br>大字箭溪字山崎のうち二三九の四、二三九の六、二三九の八以外の区域 |
| 大字箭溪字小倉   | 大字箭溪字山崎二三九の四、二三九の六、二三九の八<br>大字箭溪字小倉の全域                           |
| 大字箭溪字蔵    | 大字箭溪字蔵二八四の三、二八四の六  |
| 大字箭溪字梅ノ木谷 | 大字箭溪字蔵のうち二八四の三、二八四の四、二八四の六以外の区域                                  |
| 大字八重原字倉   | 大字箭溪字蔵二八四の四<br>大字箭溪字梅ノ木谷二八六の三<br>大字八重原字倉の全域                      |

廃止する字の名称 大字栗谷字雄鳥、大字箭溪字高橋

**鳥取県告示第三百二十九号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、三朝町（大字山田の一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

|             |  |
|-------------|--|
| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域（平成十年八月十七日現在の地番による。）  |
| 大字山田字市ケ坪    | 大字山田字市ケ坪のうち一三〇の一、一四一の二、一四一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 大字山田字梁瀬     | 大字山田字馬場二〇八の四から二〇八の六まで、二〇八の八<br>大字山田字市ケ坪一四一の二、一四一の四及びこれらと一体をなす国有地   |
| 大字山田字土手下    | 大字山田字土手下のうち一七六の一、一八〇の二、一九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 大字山田字馬場     | 大字山田字市ケ坪一三〇の一<br>大字山田字土手下一九五の二及びこれらと一体をなす国有地<br>大字山田字馬場のうち二〇八の二、二〇八の四から二〇八の六まで、二〇八の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域                  |
| 大字山田字上荘     | 大字山田字上荘のうち二六九の八以外の区域   |
| 大字山田字坂ノ谷    | 大字山田字上荘二六九の八<br>大字山田字坂ノ谷の全域  |
| 大字山田字下荘     | 大字山田字下荘のうち四八六の二、四八六の三、四八七の三、四八八の二、四九八の二、四九八の五、五〇三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |
| 大字山田字宝大神    | 大字山田字宝大神五〇一の一、五〇一の六、五〇一の八、五〇一の二、五〇一の四から五〇一の六まで   |
| 大字山田字宝大神    | 大字山田字下荘四八六の二、四八六の三、四八七の三、四八八の二、四九八の二、四九八の五、五〇三の三及びこれらと一体をなす国有地<br>大字山田字宝大神のうち五〇一の一、五〇一の六、五〇一の八、五〇一の二、五〇一の四から五〇一の六まで以外の区域 |

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 大字山田字中島   | 大字山田字中島の全域            |
| 大字山田字下前河原 | 大字山田字下前河原七〇の二         |
| 大字山田字下前河原 | 大字山田字下前河原のうち七〇の二以外の区域 |

鳥取県告示第百三十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片山 善 雄

| 指定番号 | 種 別       | 図 書   |                   | 類 別             |  |
|------|-----------|---|-------------------|-----------------|--|
|      |           | 題 名 及 び 号 数                                     | 発行記号等             | 表示された発行所名       |  |
| 6197 | 雑誌その他の刊行物 | すっぴん 1998 11月号<br>No. 148                       | 雑誌<br>05463-11    | 英和出版            |  |
| 6198 | 〃         | LEMOM PRESS「レモンプレス」<br>1998 12月号 No. 19         | 雑誌コード<br>09665-12 | 株式会社<br>英和出版社   |  |
| 6199 | 〃         | お宝ガールズ 1999 1月号                                 | 雑誌<br>02257-1     | 株式会社<br>コアマガジン  |  |
| 6200 | 〃         | Street SUGAR 1999 2月号<br>VOL. 184               | 雑誌<br>04167-02    | 株式会社<br>サソ出版    |  |
| 6201 | 〃         | ナマの美少女 VOL. 01                                  | 雑誌<br>03882-12    | 三和出版<br>株式会社    |  |
| 6202 | 〃         | SUPER GAL'S NOW スーパーギャ<br>ルズ・ナマ 1月号1999 VOL.104 | 雑誌<br>15441-1     | シユベール出版<br>株式会社 |  |
| 6203 | 〃         | NGエヌ・ジー<br>1999 5月号 NO. 5                       | 雑誌コード<br>11985-5  | 有限会社<br>セントラル出版 |  |

|      |       |  |                   |                  |
|------|-------|--|-------------------|------------------|
| 6204 | 〃     | 放課後クラフツ 1998 12月号<br>no.124ザ・トツチビオ12月号増刊 | 雑誌<br>14008-12    | ダイアプレス           |
| 6205 | 〃     | ミルキーボーイズ<br>1999-1                       | 雑誌コード<br>08407-1  | 株式會社<br>大洋書房     |
| 6206 | 〃     | ジーマールラフ GOLD<br>VOL. 6                   | 雑誌<br>66012-55    | 株式會社<br>書房       |
| 6207 | 〃     | OKay!オーケー<br>1999 2 VOL. 36              | 雑誌<br>12137-2     | 株式會社<br>東京二世     |
| 6208 | 〃     | オレソジ通信 1999 2月号<br>NO. 206               | 雑誌<br>02189-2     | 株式會社<br>東京三世     |
| 6209 | 〃     | 熱写ボーイ 1999 2月号<br>NO. 101                | 雑誌コード<br>07055-2  | 株式會社<br>東京三世     |
| 6210 | 〃     | 天然極上娘 1999 No. 1<br>月刊ベアマガジン1月増刊号        | 雑誌<br>13414-1     | 株式會社<br>日正       |
| 6211 | 〃     | カメラ天国1999 2月号VOL.116<br>コミックBOY 2月増刊号    | 雑誌<br>13724-2     | 株式會社<br>日本出版     |
| 6212 | 〃     | JUNK ジャンク<br>DEC. 1998 12                | 雑誌<br>08279-12    | 株式會社<br>ビデオ出版    |
| 6213 | 〃     | ララタス Special<br>投稿野外露出 VOL. 1            | 雑誌コード<br>68601-73 | 株式會社<br>メディアックス  |
| 6214 | 〃     | 超天然素人娘 1月号<br>VOL. 50                    | 雑誌コード<br>16217-1  | 雄出<br>株式會社       |
| 6215 | 録画テープ | ルースソックスの誘惑<br>制服コレクション ひろみ               | CD-01             | COSMOS<br>VIDEO  |
| 6216 | 〃     | マゼニチュード6.9                               | MD-004            | ペンチャー            |
| 6217 | 〃     | ナマハメ学園 帰宅部 NO. 5                         | NH-05             | MANZOX<br>CO.Ltd |
| 6218 | 〃     | おねだり一年生                                  | 005               | 不 明              |
| 6219 | 〃     | 先生のおっぱい2【保健室編】                           | 003               | 不 明              |

|      |   |                |        |    |
|------|---|----------------|--------|----|
| 6220 | 〃 | 狙われた制服～看護婦レイン～ | LL-012 | 不明 |
|------|---|----------------|--------|----|

鳥取県告示第三百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 氏 名   | 登 録 の 記 号 及 び 記 号 | 登 録 の 年 月 日 |
|-------|-------------------|-------------|
| 日地 康武 | 鳥 医 五 八 二 九       | 平成十一年四月五日   |
| 山本 貴彦 | 鳥 薬 一 一 二 七       | 平成十一年四月十五日  |
| 本田 裕子 | 鳥 薬 一 一 二 八       | 平成十一年四月二十日  |
| 山田 博也 | 鳥 薬 一 一 二 九       | 平成十一年四月二十一日 |

鳥取県告示第三百三十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期       | 成果の名称  | 調査を行った地域                             | 認証年月日     |
|------------|----------------|--|--------------------------------------|-----------|
| 倉吉市        | 平成八年度から平成十年度まで | 倉吉市（大字大立、大字立見及び大字上大立の各一部）の地籍図及び地籍簿           | 倉吉市大字大立、大字立見及び大字上大立の各一部              | 平成十一年五月七日 |
| 米子市        | 平成七年度から平成十年度まで | 米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿                         | 米子市富益町の一部                            | 〃         |
| 福部村        | 平成五年度から平成七年度まで | 福部村（大字細川、大字高江、大字栗谷、大字箭浜及び大字八重原の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 岩美郡福部村大字細川、大字高江、大字栗谷、大字箭浜及び大字八重原の各一部 | 〃         |
| 東郷町        | 平成九年度及び平成十年度   | 東郷町（大字長江の一部）の地籍図及び地籍簿                        | 東伯郡東郷町大字長江の一部                        | 〃         |
| 三朝町        | 平成九年度及び平成十年度   | 三朝町（大字山田及び大字福本の各一部）の地籍図及び地籍簿                 | 東伯郡三朝町大字山田及び大字福本の各一部                 | 〃         |
| 大山町        | 平成九年度及び平成十年度   | 大山町（上野、末吉、国信、末長及び唐王の各一部）の地籍図及び地籍簿            | 西伯郡大山町上野、末吉、国信、末長及び唐王の各一部            | 〃         |

鳥取県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第五条第一項の規定に基づき、都市計画区域を指定したので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月七日

鳥取県知事 片 山 善 雄

- 一 都市計画区域の名称  
北条都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域  
東伯郡北条町の全域

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成11年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称  
平成11年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の区分及び採用予定者数

| 試験の区分    | 採用予定者数 |
|----------|--------|
| 行 政      | 32名    |
| 電 気      | 1名     |
| 土 木      | 9名     |
| 建 築      | 1名     |
| 農業（農業一般） | 4名     |
| 社 会 福 祉  | 2名     |

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

- 3 対象となる職  
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等

- 4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額174,200円のほか諸手当が支給される。

- 5 受験資格  
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、試験の区分「電気」以外を受ける者にあつては日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、試験の区分「電気」を受ける者にあつては同条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

| 試験の区分                | 受 験 資 格  |
|----------------------|--|
| 行政<br>電気<br>土木<br>建築 | 昭和45年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者   |
| 農業<br>(農業一般)         | 昭和45年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3に規定する改良普及員の資格(農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を有するもの又は平成12年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの |
| 社会福祉                 | 昭和45年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定にする社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成12年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの                               |

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成11年6月27日(日)

(3) 試験の場所

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 鳥取県立鳥取西高等学校 | 鳥取市東町二丁目112      |
| 鳥取県立米子東高等学校 | 米子市勝田町1          |
| 専修大学神田校舎    | 東京都千代田区神田神保町三丁目8 |

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験(集団討論及び個別面接)、適性検査及び健康診断

(2) 試験の期日

平成11年8月4日(水)～6日(金)(予定)

(3) 試験の場所

|          |             |
|----------|-------------|
| 鳥取県庁本庁舎  | 鳥取市東町一丁目220 |
| 鳥取県庁第二庁舎 | 鳥取市東町一丁目271 |

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成11年7月16日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成11年8月27日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成12年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。  
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成11年5月13日(水)から同年6月2日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成11年6月2日(水)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

【教養試験出題分野一覧表】

| 試験の区分 | 問題形式  | 出 題 分 野                                 |
|-------|-------|---|
| 全 区 分 | 多肢選択式 | 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、<br>数的推理及び資料解釈 |

【専門試験出題分野一覧表】

| 試験の区分    | 問題形式  | 出 題 分 野   |
|----------|-------|---|
|          |       |   |
| 経済コース    | 多肢選択式 | 憲法、行政法、民法、刑法、商法及び経済学<br>経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法及び民法 |
| 電気       | 多肢選択式 | 数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学及び通信工学                  |
| 土木       | 多肢選択式 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画及び土木計画                       |
| 建築       | 多肢選択式 | 数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備及び建築施工             |
| 農業(農業一般) | 多肢選択式 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般及び農業経済一般        |
| 社会福祉     | 多肢選択式 | 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学・一般心理学及び社会調査                      |

(注)行政については、受験申込みの際、法律コース又は経済コースのいずれかを選択するものとする。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成11年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

|  |  |
|--|--|
| <p>1 試験の名称<br/>平成11年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数<br/>7名</p> <p>(注) 今後の欠員等の状況により変更される場合がある。</p> <p>3 対象となる職<br/>警察に勤務する公安職給料表1級係員 (巡査) の職</p> <p>4 給与<br/>この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額189,800円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格<br/>昭和47年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験<br/>(1) 試験種目<br/>教養試験 (多肢選択式) 及び専門試験 (多肢選択式) とする。<br/>なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。</p> <p>(2) 試験の期日<br/>平成11年7月11日(日)</p> | <p>(3) 試験の場所<br/>鳥取県庁本庁舎 鳥取市東町一丁目220<br/>鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74</p> <p>7 第二次試験<br/>(1) 試験種目<br/>論文試験、面接試験 (個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査<br/>なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日<br/>平成11年8月19日(木)及び20日(金) (予定)</p> <p>(3) 試験の場所<br/>鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271<br/>鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5</p> <p>8 合格者の発表<br/>(1) 第一次試験合格者<br/>平成11年8月3日(火) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。<br/>なお、合格者には書面で通知する。</p> <p>(2) 最終合格者<br/>平成11年9月10日(金) (予定) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。<br/>なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。</p> <p>9 採用の方法<br/>最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、鳥取県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定され</p> |
|--|--|

る。  
 なお、採用は、平成12年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成11年5月13日(休)から同年6月18日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成11年6月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

〔身体検査の項目及び基準一覧表〕

| 検査項目    | 基準                                      |
|---------|---|
| 身長      | 160センチメートル以上であること。                      |
| 体重      | 47キログラム以上であること。                         |
| 胸囲      | 78センチメートル以上であること。                       |
| 視力      | 両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。 |
| 弁色力     | 正常であること。                                |
| 聴力      | 正常であること。                                |
| 一般内科系検査 | 正常であること。                                |
| 四肢の運動機能 | 職務遂行に支障のないこと。                           |